

「外国人の人権 ～多文化共生社会の実現に向けて～」

「グローバル化(社会や企業の国際化)」という言葉はすっかり日本語に定着しました。諸外国との交流が飛躍的に拡大した結果、日本に住む外国人も大きく増加し、昨年(2019年)末の在留外国人は293万人。前年度より20万人増加しました。栃木県内に住む外国人も昨年末で4万2千人余り。この20年間で約1.5倍に増加し、県人口の2%強を占めます。国籍別では1位がベトナムで7,264人、2位の中国が6,854人、3位のフィリピンが5,283人、4位のブラジルが4,151人、5位のペルーが3,075人となります。技能実習生等として来日するベトナム人の増加が目立ちます。

このように身近な存在となった外国籍の人たちに対し、肌の色、言葉や文化、あるいは生活習慣が違うというだけで先入観や偏見を持って接していることはないでしょうか。日本国憲法は、権利の性質上、日本国籍を持つ者のみに与えられる特定の権利(例:国政選挙への参政権)を除き、日本に住む外国人にも基本的人権を保障しています。例えば、外国人労働者に対する国籍を理由とした差別待遇(賃金や労働時間の差別)は労働基準法で禁止されています。しかし、現実には次のような差別の問題が存在します。

●就労面での差別

最低賃金以下で働かせる。長時間労働を強制する。時間外労働に対する割増賃金を支払わない。労働条件を明示しない。不利な労働条件で働かせる。雇い主がパスポートを取り上げる。労働災害を隠す。外国籍を理由に解雇する。

●社会生活の中での差別

アパートへの入居を拒否される。店への入店を拒否される。医療機関での治療や入院を断られる。

こうしたトラブルの背景として、言語や宗教をはじめ、文化や生活習慣の違いも指摘されます。例えば、アパートへの入居については、退去するときの原状回復は不要であるなど、国によって風習が異なります。日本人も外国人も互いのルールや習慣を知らないためにトラブルになるケースが少なくないようです。

また近年では、特定の民族や国籍の人々を排斥し、差別をおおる差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)も社会的問題となっています。こうした言動は一人一人の人権が尊重され安心して生活できる社会を実現する観点から許されないことです。こうした差別の解消を目的として、2016年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

●外国人と共生する社会へ

外国人と日本人がお互いを尊重しあいながら共生できる社会を築くためには、私たち一人一人が、それぞれの文化や生活習慣の違いを認め合い、多様性を受け入れていくことが大切です。

東館南集会所

〒329-0611 上三川町大字上三川1223-1

☎(56)8506



▶問い合わせ先=生涯学習課 生涯学習係 ☎(56)9159

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。